

茂原市農業委員会第5回総会議事録

- 1 開催日時 平成28年5月24日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 27名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 7番 蕨 直邦
 - 8番 秋山 芳廣
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 中田 文昭
 - 12番 渡邊 滋樹
 - 13番 高橋 英二
 - 14番 秋葉 仁喜
 - 15番 浦島 京子
 - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 17番 佐藤 栄作
 - 18番 三橋 弘明
 - 19番 古山 光雄
 - 20番 熊切 秀雄
 - 21番 加藤古志郎 (会長)
 - 22番 大塚 優
 - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 24番 鵜澤 和行
 - 25番 丸島 正昭
 - 26番 麻生 重和
 - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 0名
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 吉田 茂則
 - 局長補佐 三階 英幸
 - 係長 平野 孝幸
 - 係長 東條 成男
 - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 9件
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 6件
 - ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 2件
 - ・平成28年3月23日開催 第3回総会保留議案農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・平成28年4月22日開催 第3回総会保留議案農地法第5条の規定による許可申請について

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。先日の視察研修はお疲れ様でした。取下げ議案があります。3条申請の1号、2号議案及び3月の保留議案が取下げとなりました。本日の議事案件は、3条申請7件、4条申請1件、5条申請6件、5条計画変更2件、4月5条保留案件の合計17件でございます。現地調査につきましては、18日に第二小委員会で行っております。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。視察研修お疲れ様でした。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は1番北田委員と2番日吉委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

始めに3号議案でございます。申請地は榎神房字神房前地先他10筆、田んぼ9327㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請でございます。申請人は、借人は榎神房の★★★★さん、貸人は父親の★★さんでございます。

申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため後継者に使用貸借したいためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で150日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして4号議案でございます。申請地は、高田字一本木地先、田んぼ546㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が高田の★★さん、売渡人は大網白里市の★★さんでございます。申請理由としましては買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては転居を予定しており売却したいためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で400日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして5号議案でございます。申請地は、長谷字上谷地先他7筆、田んぼ11601㎡、畑707㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲受人が内長谷の★★★★さん、譲渡人は父親である★★さんでございます。申請理由としまし

ては、譲受人については農業経営の移譲を受けるため、譲渡人については農業経営を廃止するためとのこととございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で250日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は、綱島字堰ノ下地先、田んぼ747㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が長南町の★★さん、売渡人は早野の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小ためとのこととございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で110日となっておりますが、農地法処理基準より農作業従事日数が年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が当該農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認めるものとするため常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。なお、長南町農業委員会から農業経営の実態証明が提出されております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は、下永吉字町田地先他3筆、田んぼ3535㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が睦沢町の★★さん、売渡人は下永吉の★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては住居から近く耕作しやすいため、売渡人につきましては今後耕作する予定がないためとのこととございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯で320日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は、谷本字長堀地先他9筆、田んぼ11866㎡、畑4315㎡を贈与しようとする申請でございます。申請人は、譲受人が谷本の★★★★さん、譲渡人は祖母である★★さんでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢のため後継者に引継ぎたいためとのこととございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は、腰当字宮ノ台地先他1筆、田んぼ5

64㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が腰当の★★★さん、売渡人は船橋市の★★★★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては経営規模拡大のため、売渡人につきましては農業経営廃止のためとでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯で250日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。以上でございます。

会長 小委員会の審議内容の報告をお願いいたします。

第2小委員長 審議の結果、3号議案許可、4号議案許可、5号議案許可、6号議案許可、7号議案許可、8号議案許可、9号議案許可、10号議案許可、ということになりましたので報告いたします。

会長 それでは審議に入らせていただきます。3号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 子に農業者年金のため経営移譲し、この後、瑞穂営農組合へ貸付ける関係ですので許可でお願いします。

会長 3号議案は小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということで決定させていただきます。

次は4号議案です。現地調査をしています。★★委員いかがですか。

★★委員 申請地の周りで耕作している買受人に売り渡すということですので、許可でお願いします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 申請地の両端が買受人世帯の田であり祖父が耕作しており、買って欲しくないかと話があったとのことですので、許可でよいと思います。

会長 4号議案は小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可ということで決定させていただきます。

次は5号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 父が耕作できなく、子の買受人は一生懸命耕作しているので許可でよいと思います。

会長 5号議案は小委員会の報告どおり、許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可ということで決定させていただきます。

次は6号議案です。現地調査をしています。★★委員いかがですか。

★★委員 3月に農地転用した家の周りの農地であり、その転用者の妻の親が耕作するということなので許可でよいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 経営規模の拡大ということですので、許可でお願いします。

会長 6号議案は小委員会の報告どおり、許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは6号議案については、許可ということで決定させていただきます。
次は7号議案です。現地調査をしています。★★委員いかがですか。

★★委員 耕作されている農地であり許可でよいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 睦沢の人が耕作してくれるということですが、許可でよいと思います。

会長 7号議案は小委員会の報告どおり、許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは7号議案については、許可ということで決定させていただきます。
次は8号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 祖母からの経営委譲ということなので許可でよいと思います。

 8号議案は小委員会の報告どおり、許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは8号議案については、許可ということで決定させていただきます。
次は9号議案です。現地調査をしています。★★委員いかがですか。

★★委員 売渡人の親が亡くなり、親の屋敷の入り口の農地で、屋敷と全体で売買したいそうなので耕作してくれれば許可でよいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 宅地と合わせて宅地の前の農地も買ってほしいということなので許可でお願いします。

会長 9号議案は小委員会の報告どおり、許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは9号議案については、許可ということで決定させていただきます。
次は、農地法第4条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
はじめに、10号議案であります。申請地は腰当字南川端地先外3筆、田456.5㎡、畑451.0㎡の合せて907.5㎡であります。腰当の★★さんが、貸駐車場用地とする申請であります。土地選定理由としましては、国道128号線に接しており、間口も十分にあり貸駐車場用地としては最適なためとのこととあります。計画としましては、埋め立ては行わず、田に接している西側と東側にL型擁壁及びフェンスを設置、路盤は透水舗装を施行し、排水に関しては雨水のみで場内浸透させるものであります。隣接については2人から承諾を得ております。また、排水同意については、地元腰当水利組合に確認したところ不要とのこととあります。他法令の申請はございません。

次に許可基準であります、立地基準については、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

会長
第2
小委員長 それでは、小委員会の報告をお願いいたします。

審議の結果、10号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議に入らせていただきます。現地調査してございます。★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 用途地域であり田に面する部分はL型擁壁を設置することなので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 貸駐車場で使えばきれいになり用途地域でもあるので許可相当が良いと思います。

会長 10号議案ですが許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたしました。つづきまして、農地法第5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

11号議案であります。申請地は、木崎字笹塚地先外1筆、畑672㎡、仮換地番大芝土地区画整理事業3街区地先、面積362㎡であります。睦沢町の★★さんが大芝の★★さんより土地を買い受けて専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、交通や買い物等に便利であるとのことであります。計画としましては、木造・2階建て・建築面積127.52㎡、車庫面積192㎡であり、雨水に関しては、自然浸透及び西側側溝へ放流し、し尿及び生活雑排水は西側下水道管に接続し放流するものであります。他法令の申請はございません。

次に許可基準であります、立地基準については、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準については、申請目的実現の可能性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

次に12号議案及び13号議案についてであります、買受人が同一であり一体計画での申請でありますので一括にてご説明します。

申請地は、木崎字川田地先外2筆、田103㎡、畑429㎡合わせて532㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業49街区地先、面積275㎡及び49街区地先、面積47㎡の合せて322㎡であります。いすみ市の★★さんが千葉市の★★さん及び早野新田の★★さんより土地を買い受けて専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由といたしましては、公共下水が整備されておりまた、通勤及び買い物等に便利であるとのことであります。計画としましては、木造・2階建て・建築面積124.20㎡、車庫17.5㎡であり、雨水に関しては、自然浸透であり、汚水・雑排水に関しては、北側下水道管に接続し放流するものであります。他法令の申請はございません。

次に許可基準であります、立地基準については、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準について

は、申請目的実現の可能性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

次に14号議案であります。申請地は、木崎字広田地先、田459㎡であります。福島県双葉郡楢葉町の★★さんが長生村の★★さんより土地を買い受けて専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としては、買受人は東日本大震災により仮設住宅で暮らしていますが、今後の暮らしを考えスーパーや病院が近いなど住環境が整っているためとのことであります。計画としましては、木造・平屋・建築面積111.17㎡であり、雨水に関しては、自然浸透であり、汚水・雑排水に関しては、敷地内に合併浄化槽を設置し処理後南側道路側溝へ排水するものです。なお隣接の所有者1名から理解と了解を得ており、両総土地改良区から意見書及び排水同意書が提出されております。他法令の申請はございません。

次に許可基準であります。申請地は第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地であります。第1種例外として、農地法施行規則第33条第4号の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあてはまり、例外的に許可できる農地であります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認しております。

次に、15号議案であります。申請地は長尾字清網地先、田382㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業8街区地先、面積274㎡であります。千葉市の★★さんが長尾の★★さんより土地を買い受けて専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、実家が市内にあること、上下水道の整備済みであり茂原バイパスに出やすく、通勤や買い物など恵まれた住環境であるとの事であります。計画としましては、木造・2階建て・建築面積124.22㎡であり、雨水に関しては、浸透枿を経由後南側側溝に放流し、汚水・雑排水については取出済の南側公共下水管に接続し放流するものであります。他法令の申請はございません。

次に許可基準であります。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

次に、16号議案であります。申請地は長尾字下関戸地先、田382㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業20街区地先、面積241㎡であります。小林の★★さんが東金市の★★★★★★★★より土地を買い受けて専用住宅用地とする申請であります。土地選定理由としましては、上下水道が整備済みであり生活環境が整っているためとの事であります。計画としましては、木造・2階建て・建築面積96.88㎡であり、雨水に関しては、浸透枿を経由後北側側溝に放流し、汚水・雑排水については、北側公共下水管に接続し放流するものであります。他法令の申請はございません。

次に許可基準であります。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準については、申請目的実現の可能性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

会長

それでは、小委員会の報告をお願いいたします。

第2
小委員長

11号議案許可相当、12号議案許可相当、13号議案許可相当、14号議案許可相当、15号議案許可相当、16号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議に入ります。まずは11号、12号、13号議案ですが、大芝区画整理事業内です。★★委員いかがですか。

★★委員 土地区画整理組合の事業であり下水、電気、ガス等一式揃っているところですので、許可相当でお願いいたします。

会長 11号、12号、13号議案ですが許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号、12号、13号議案については、許可相当ということで決定いたしました。
次は14号議案です。現地調査をしています。★★委員いかがですか。

★★委員 周りに住宅があるので、許可相当でお願いいたします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 北側と東側に住宅が建っていますので、許可相当で良いと思います。

会長 14号議案ですが許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案については、許可相当ということで決定いたしました。
次は15号、16号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 専用住宅用地ということなので、許可相当で良いと思います。

会長 15号、16号議案ですが許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号、16号号議案については、許可相当ということで決定いたしました。
次に農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 17号議案についてであります。この案件は、平成23年11月15日付け千葉県長農指令第5号の122で、買受人 法目の★★★★★さん、売渡人 大網白里市の★★さんで、転用目的は、建売分譲3棟で許可があり、所有権移転も完了しているところではありますが、当初計画の目的を変更したいとの申請がありました。目的変更の理由ですが、経済状況の悪化で計画が遅れ、また平成24年には交通事故、平成26年に手術と事業の継続が出来ないような状況になり、不動産業を止めている状況とのことでもあります。このような状況下で、一括して購入してもらえるお客様が見つかったためとの理由であります。申請地は、高田字作網地先外1筆、畑915㎡であります。大網白里市の★★さんが、茂原市法目の★★★★★さんより土地を買い受けて店舗用地とする申請であります。土地選定理由としましては、駅に近く、またバイパスに近いため立地条件がよいとのことでもあります。計画としましては、木造・平家・100.2㎡1棟と、10台分の駐車場を設け、雨水は自然浸透及び東側側溝へ放流し、し尿及び生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、処理後東側側溝へ放流するものであります。隣接については、1人から承諾を得ております。排水同意については、両総本納普通水利組合及び赤目川土地改良区より提出がされております。他法令の申請はありません。
次に許可基準であります。立地基準については、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地であります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

次に、18号議案についてであります。この案件は、買受人は★★★★さん、売渡人は★★★★さんで、転用目的は専用住宅1棟用地で、平成28年4月15日付け千葉県長農指令第5号の9で許可がおりておるところであります。土地の購入資金に応じた持分に変更したいとの申し出があり、当初、★★★★さんの単独名義での申請を、★★★★さん持分1/5、★★★★さん持分4/5に変更するものであり、事業計画書、土地利用計画書等には変更はありません。

会長 それでは小委員会の審議内容の報告をお願いします。

第2
小委員長 審議の結果、17号議案については総会送り、18号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議に入ります。まずは17号議案ですが、現地調査しています。★★委員いかがですか。

★★委員 やむを得ないと思いますが、地元の委員の意見を聞いてください。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 隣接地主へ、こういう事情でこうしたいと説明はありました。

★★委員 排水は流れるのですか。

★★委員 U字溝や枡を設置しているので流れると思います。

会長 ★★委員さん、いかがでしょうか。

★★委員 地元は知っているのですか。(同★★委員)

★★委員 知らないと思います。

会長 1ヶ月保留し地元へ説明し同意を得るように指導することでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1ヶ月保留ということに決定いたしました。次は18号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 持分の変更ということなので許可相当でよいと思います。

会長 続きまして、4月の保留議案です。これまでの経過の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 4月総会保留議案7号議案農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。4月の第7号議案でございますが、4月の総会では農業機械整備資格及び近隣の農家さんからの要望の有無の確認をしてから審議ということで保留となっていました。農業機械整備資格につきましては、子供である★★氏の合格証書が提出されており、また、要望については、萱場・栗生野等の農家さん13名から要望書の提出があったことを確認しております。開発行為については、事前協議中であり、また、埋め立てに関しても、申請書の提出がなされ許可の見通しとなっております。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 地元14区の自治会長に聞いたところ農振除外時に当時の自治会長が地元自治会に説明したとのことでした。排水には問題ないとのことでした。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 周囲に建物も建っており売渡人の事情もあるので許可相当をお願いします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 周囲の人が整備工場を本当に必要性を要望したのが疑問ですので迷っています。

会長 鈴木委員いかがですか。

★★委員 やむを得ないのではないかと。自動車販売会社に隣接しているし売渡人の経済的な理由もある。地元が我慢出来れば許可するべきだと思います。

★★委員 隣接に自動車販売会社もあり米作りには無理があるところなので許可してよいのではないかと。

★★委員 排水問題がなければやむを得ないと思います。

★★委員 農振除外会議を2回行い除外されたところであり、農地転用時に農業委員会での慎重審議を求められていました。地元委員さん等の意見もあり今回はやむを得ないのではないかと。

会長 農業委員会は優良農地保全が目的であり、今回は1種農地の例外規定にあたり1種農地は一件ずつ慎重審議を行ない検討するのが本来のありかたですので、みなさんの意見のとおり本件は許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4月の保留議案については、許可相当ということに決定いたしました。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第5回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年5月31日

茂原市農業委員会 会長 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印

議事録署名人 農業委員 _____ 印